地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和3年8月27日

岐阜県監査委員 水 野 吉 近 岐阜県監査委員 長 屋 光 征 岐阜県監査委員 鈴 土 靖 岐阜県監査委員 長 縄 直 子 岐阜県監査委員 南 圭 一

## 1 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

			監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分					講じたもの*	
			A	В	С	A-B-C
		出資・出捐団体	0	_	_	_
	指摘事項	補助金等交付団体	1	1	0	0
		指定管理者	0	_	_	_
団	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	4	1	0	3
		補助金等交付団体	2	0	1	1
体		指定管理者	2	2	0	0
	計		8	3	1	4
		出資・出捐団体	0	_	_	_
	検討事項	補助金等交付団体	0	_	_	_
		指定管理者	0	_	_	_
		<b>=</b>	0	_	_	_
		出資·出捐団体	0	_		
	指摘事項	補助金等交付団体	2	1	1	0
		指 定 管 理 者	0	_		
所	計		2	1	1	0
管		出資·出捐団体	0	_	_	_
機	指導事項	補助金等交付団体	1	0	0	1
関		指 定 管 理 者	0	_	_	_
	計		1	0	0	1
	検討事項	出資·出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	_	_	_
		指 定 管 理 者	0	_	_	_
		<del>  </del>	1	1	0	0
	合	計	13	6	2	5

<sup>※「</sup>今回措置を講じたもの」については、令和3年8月2日に知事から通知があったもの

・指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

・指導事項:是正又は改善を求める事項

・検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

<sup>(</sup>注) 監査結果の区分については、次のとおり。

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

## (1)団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置 補助金等交付団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
(補助金等の名称)			
安八町	西濃農林事務	岐阜県農業振興事業補助金	指導事項については、安八町か
(岐阜県農業振興事	所	(多面的機能支払交付金)に	ら、以下のとおり対応したとの報
業補助金(多面的機		おいて、間接補助事業者によ	告を受け確認した。
能支払交付金))		る事業が完了しておらず、間	間接補助事業者である「あんぱ
		接補助事業者から事業完了報	ち環境保全広域連合組織」が、年
		告が提出されていないのに、	度計画に計画されていた事項を
		令和2年3月2日付けで県に	概ね完了していたため、事業完了
		事業実績報告書を提出してい	前でも、安八町は西濃農林事務所
		たので、今後は適正に処理さ	へ補助事業の完了届を提出して
		れたい。	もいいという間違った認識で提
			出してしまっていたことが判明
			した。
			今後は、「あんぱち環境保全広
			域連合組織」の担当者に、岐阜県
			農業振興事業補助金交付要綱に
			基づき、補助事業完了後、安八町
			に事業完了届を提出し、安八町の
			検査を実施することを周知徹底
			することとした。
			「あんぱち環境保全広域連合組
			織」の事業が完了したことの確認
			を徹底するとともに、岐阜県農業 振興事業補助金交付要綱に規定
			9 の事果夫頼報古書を促出りる     ことを周知徹底した。
			ここを向知徹底した。   今後は、補助事業の適切な事務
			一字後は、補助事業の適切な事務   処理を行うため、県において開催
			たれる農業農村担当者会議に出
			席し、事務処理体制の強化に努め
			而し、事務処理体制の強化に劣め るものとする。
			<b>ひひひこりる。</b>

## (2) 所管機関監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置 補助金等交付団体

<b>開助並等父刊団体</b>							
所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置				
	(補助金等の名称)						
西濃農林事	安八町	安八町(以下「町」という。)	指摘事項については、今回の監				
務所	(岐阜県農業振興事業	に対する岐阜県農業振興事業	査を踏まえ、補助金等を活用して				
	補助金(多面的機能支	補助金(多面的機能支払交付	事業を実施する場合には、関係す				
	払交付金))	金)において、間接補助事業	る補助金交付規則、要綱等を熟読				
		者による事業が完了しておら	し理解した上で業務を遂行する				
		ず、町に対し事業完了報告が	よう周知徹底した。				
		提出されていないにもかかわ	今後は補助事業の終期を含め、				
		らず、令和2年3月2日付け	補助事業の工程管理について、関				
		で町から提出された事業実績	係機関と情報共有を図るととも				

報告書を受理した上で事業確認を行い、3月19日付けで補助金の額の確定を行っているなど、審査及び確認並びに町に対する指導が十分に行われていなかったので、今後は適正に処理されたい。

報告書を受理した上で事業確 に、多面的機能支払交付金県担当 認を行い、3月19日付けで補 者会議や説明会等に積極的に参助金の額の確定を行っている 加し、適正な処理を行う。

また、管内の市町に農業農村整備事業担当者会議を開催し周知徹底を図る。安八町の担当者には、当年度事業が終了後岐阜県農業振興事業補助金交付要綱に基づき、事業完了届の提出後に、町の検査を実施することを周知徹底した。